

令和7年度 教育本部書面による理事会

令和7年（2025年）4月4日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
513 公認スキー検定員規程 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。 （年度） 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 （任務） 第3条 検定員は、スキーの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスキーバッジテストを公正公平に実施しなければならない。 （検定員の種類） 第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。 公認スキーA級検定員（以下「A級検定員」という。） 公認スキーB級検定員（以下「B級検定員」という。） 公認スキーC級検定員（以下「C級検定員」という。） （資格） 第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A級検定員検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。 2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキーA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスキーB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スキーC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。 （検定の範囲） 第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）A級検定員 ① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会 ② スキー指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ③ スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ④ A級検定会 ⑤ B級検定会 ⑥ C級検定会 ⑦ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む） （2）B級検定員 ① スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ② B級検定会 ③ C級検定会 ④ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む） ⑤ 全日本スキー技術選手権大会予選会 （3）C級検定員 ① スキーバッジテストの内、級別テスト（事前講習の講師を含む）	513 公認スキー検定員規程 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。 （年度） 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 （任務） 第3条 検定員は、スキーの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスキーバッジテストを公正公平に実施しなければならない。 （検定員の種類） 第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。 公認スキーA級検定員（以下「A級検定員」という。） 公認スキーB級検定員（以下「B級検定員」という。） 公認スキーC級検定員（以下「C級検定員」という。） （資格） 第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A級検定員検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。 2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキーA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスキーB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スキーC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。 （検定の範囲） 第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）A級検定員 ① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会 ② スキー指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ③ スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ④ A級検定会 ⑤ B級検定会 ⑥ C級検定会 ⑦ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む） （2）B級検定員 ① スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む） ② B級検定会 ③ C級検定会 ④ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む） ⑤ 全日本スキー技術選手権大会予選会 （3）C級検定員 ① スキーバッジテストの内、級別テスト（事前講習の講師を含む）	

② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト (実施) 第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (有効期間) 第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 (資格の継続) 第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック(以下「クリニック」という。)を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。 (資格の停止) 第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。 (活動の停止) 第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除) 第12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (クリニック) 第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場) 第15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。 2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキープライズテストにおいて実施することを原則とする。 3 C級検定会は、スキーバッジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。 4 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。 (申請) 第16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 (責任者・検定員) 第17条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとお	② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト (実施) 第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (有効期間) 第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 (資格の継続) 第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック(以下「クリニック」という。)を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。 (資格の停止) 第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。 (活動の停止) 第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除) 第12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。 (資格の喪失) 第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (クリニック) 第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場) 第15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。 2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキープライズテストにおいて実施することを原則とする。 3 C級検定会は、スキーバッジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。 4 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。 (申請) 第16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 (責任者・検定員) 第17条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとお	
---	---	--

りとする。 （１）Ａ級検定会 ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ② 主任検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ③ 検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。 （２）Ｂ級検定会 ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ② 主任検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者 ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したＡ級検定員又はＢ級検定員資格が有効な者 ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。 （３）Ｃ級検定会 ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ② 主任検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者 ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したＡ級検定員又はＢ級検定員資格が有効な者 ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。 （受検資格） 第 18 条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。 （１）Ａ級検定会 ① スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者 ② 受検する年度の６年度前までにＢ級検定員を取得し資格が有効で、スキーバッジテストを含む検定の検定員を３回以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーターはこの限りではない。 （２）Ｂ級検定会 ① スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、Ｃ級検定員資格が有効な者 （３）Ｃ級検定会 スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者 ２ 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。 ３ Ｂ級検定会及びＣ級検定会は、スキー指導員検定及びスキー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。 ４ Ｂ級検定会及びＣ級検定会の年度内の受検回数は制限しない。 （受検手続）	りとする。 （１）Ａ級検定会 ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ② 主任検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ③ 検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。 （２）Ｂ級検定会 ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ② 主任検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者 ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したＡ級検定員又はＢ級検定員資格が有効な者 ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。 （３）Ｃ級検定会 ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 ② 主任検定員は、Ａ級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者 ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱したＡ級検定員又はＢ級検定員資格が有効な者 ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。 （受検資格） 第 18 条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。 （１）Ａ級検定会 ① スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者 ② 受検する年度の６年度前までにＢ級検定員を取得し資格が有効で、スキーバッジテストを含む検定の検定員を３回以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーター<u>又はスキー技術員はＢ級検定員を取得し資格が有効であれば</u>この限りではない （２）Ｂ級検定会 ① スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、Ｃ級検定員資格が有効な者 （３）Ｃ級検定会 スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者 ２ 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。<u>また、Ａ級検定会受検者で、Ｂ級検定員を取得し資格が有効であれば、加盟団体長の推薦により、同条前項(１)②に限らず、受検することができる。</u> ３ Ｂ級検定会及びＣ級検定会は、スキー指導員検定及びスキー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。 ４ Ｂ級検定会及びＣ級検定会の年度内の受検回数は制限しない。 （受検手続）	スキー技術員を追加し、有効なＢ級が必要と明記 6 年度前までの取得、バッジテスト 3 回実施でなくても加盟団体の推薦書があれば自動的に受検可とした。
--	---	--

第 19 条 B 級検定会及び C 級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。 （検定試験の実施方法と合否判定方法） 第 20 条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。 （１）実技テスト 第 15 条に示した検定会及びスキーバッジテストの受検者（20 名以内）の検定種目（原則 3 種目）を対象とし、第 17 条で示した主任検定員及び検定員の採点（基準点）に対して、検定員検定受検者の採点の的中率（合否が 70%以上かつ± 3 ポイント以内が 80%以上）で合格とする。 （２）理論テスト 理論テストの合格基準は、満点に対して 60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。 （３）総合判定 同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。 （合格者の手続） 第 21 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 （結果報告） 第 22 条 A 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。 2 B 級検定会及び C 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。 3 B 級検定会及び C 級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 （規程の改廃） 第 23 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。	第 19 条 B 級検定会及び C 級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。 （検定試験の実施方法と合否判定方法） 第 20 条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。 （１）実技テスト 第 15 条に示した検定会及びスキーバッジテストの受検者（20 名以内）の検定種目（原則 3 種目）を対象とし、第 17 条で示した主任検定員及び検定員の採点（基準点）に対して、検定員検定受検者の採点の的中率（合否が 70%以上かつ± 3 ポイント以内が 80%以上）で合格とする。 （２）理論テスト 理論テストの合格基準は、満点に対して 60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。 （３）総合判定 同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。 （合格者の手続） 第 21 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 （結果報告） 第 22 条 A 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。 2 B 級検定会及び C 級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。 3 B 級検定会及び C 級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 （規程の改廃） 第 23 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。
昭和 58 年 8 月 制定 昭和 60 年 5 月 改訂 昭和 61 年 5 月 改訂 昭和 61 年 11 月 改訂 昭和 62 年 9 月 改訂 平成元年 6 月 改訂 平成 2 年 11 月 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 11 年 10 月 18 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 13 年 9 月 28 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 19 年 7 月 5 日 改正 平成 21 年 9 月 18 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正	昭和 58 年 8 月 制定 昭和 60 年 5 月 改訂 昭和 61 年 5 月 改訂 昭和 61 年 11 月 改訂 昭和 62 年 9 月 改訂 平成元年 6 月 改訂 平成 2 年 11 月 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 11 年 10 月 18 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 13 年 9 月 28 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 19 年 7 月 5 日 改正 平成 21 年 9 月 18 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正

平成 23 年 11 月 18 日 改正 平成 25 年 8 月 9 日 改正 平成 26 年 7 月 15 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日施行 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 30 年 7 月 2 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正 令和 5 年 9 月 14 日 改正	平成 23 年 11 月 18 日 改正 平成 25 年 8 月 9 日 改正 平成 26 年 7 月 15 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日施行 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 30 年 7 月 2 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正 令和 5 年 9 月 14 日 改正 令和 7 年 4 月 4 日 改正	
---	--	--